

香川県報



号 外

平成 16 年

3 月 30 日（火曜日）

規 則

目 次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

●政治倫理の確立のための香川県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則
（自治振興課） 一

●香川県パスポートセンター規則
（国際課） 一

告 示

●昭和五十四年香川県告示第二百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部改正
（審査課） 二

議 会 告 示

●香川県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程

規 則

政治倫理の確立のための香川県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第三十二号

政治倫理の確立のための香川県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための香川県知事の資産等の公開に関する条例施行規則（平成七年香川県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

第三号様式中「郵貯券換取引」を「貯蓄型引」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

香川県パスポートセンター規則をここに公布する。

平成十六年三月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第三十三号

香川県パスポートセンター規則

（設置）

第一条 旅券の交付に関する業務を行うため、香川県総務部国際課にパスポートセンター（以下「センター」という。）を置き、その位置は、高松市とする。

（業務）

第二条 センターの業務は、次のとおりとする。

一 一般旅券の発給の申請の受付及び交付に関すること。

二 一般旅券の情報提供に関すること。

三 一般旅券に関する相談に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、一般旅券に関し必要な業務

（利用時間）

第三条 センターを利用することができる時間は、次の各号に掲げる日の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。この場合において、日曜日においては、一般旅券の発給の申請の受付は、行わないものとする。

一 日曜日 午前九時から午後五時まで

二 月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日 午前九時から午後六時まで

三 水曜日 午前九時から午後七時まで

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、センターを利用することができる時間を変更することができる。

（利用することができない日）

第四条 センターを利用することができない日は、次に掲げる日とする。

一 土曜日

二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(日曜日を除く。)

三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

2 知事はあると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、センターを利用することができない日を変更し、又はセンターを利用することができない日を設けることができる。

(利用の制限)

第五条 知事は、センターを利用する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの利用を拒否し、又は利用の中止を命ずることができる。

一 他人に迷惑をかける行為をするおそれがあるとき。

二 施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。

三 前二号に掲げるもののほか、センターの管理に支障のある行為をするおそれがあるとき。

(補則)

第六条 この規則に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

告 示

香川県告示第二百十七号

昭和五十四年香川県告示第二百六十三号(指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等)の一部を次のように改正し、平成十六年三月二十九日から適用する。

平成十六年三月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

二 指定代理金融機関 2 指定代理金融機関の店舗の名称及び位置の表備考 指定代

平成十六年三月三十日印刷発行

印刷発行所

香 川 県 庁

香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)

理金融機関香川県信用農業協同組合連合会の業務を代理する農業協同組合の名称並びに店舗の名称及び位置の表香川県農業協同組合の項中

広島支店	丸 亀 市
中央支店	丸 亀 市

を「 広島支店 丸 亀 市 に、

塩屋支店	丸 亀 市
城坤支店	丸 亀 市

」を「 丸 亀 北支店 丸 亀 市 に改める。

議 会 告 示

香川県議会告示第一号

香川県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十六年三月三十日

香川県議会議長 白 井 昌 幸

香川県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程

香川県議会の議員の資産等の公開に関する規程(平成七年香川県議会告示第一号)の一部を次のように改正する。

第三号様式中「**郵貯貯蓄取引**」を「**貯蓄取引**」に改める。

附 則

この規程は、平成十六年三月三十日から施行する。